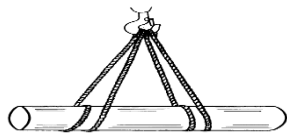


玉掛け技能講習のご案内 (登録第2号)



福岡中央労働基準協会

つり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上の玉掛けの業務は、標記技能講習を修了していなければ就業できません。そこで、当協会では本年も次の要領で標記講習を実施いたします。
なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

記

受講資格 満18才以上の方

実施日 令和4年 7月7日(木)～9日(土)

会場 学科：リーパスプラザこが (古賀市中央2-13-1)
実技：(公社)福岡県労働基準協会連合会 筑紫野会場 (筑紫野市山家2080-24)

受講料・講習時間 (消費税10%の金額です。)

受講料	受講区分	時間(区分)
19,250円 (消費税含む)	・クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許所持者 (*1) ・床上操作式クレーン、小型移動式クレーン運転技能講習修了者	15H
20,900円 (消費税含む)	・クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6月以上就いた経験を有する者 (*2)	16H
23,100円 (消費税含む)	・上記以外(全科目受講)の方	19H

テキスト代 1,650円 (消費税含む) *受講料、テキスト代の合計を振り込みください

申込方法 ・お電話にて定員の空き状況を確認のうえ、先にご予約願います。
・技能講習申込書に必要事項を記入・押印のうえ、①～③を添えて申込み下さい。

- ①証明写真1枚(横2.4cm×縦3.0cm、不鮮明な写真不可、無帽・無背景)※申込書に貼付
- ②記載事項確認書類のコピー《当日原本を確認いたします》
(自動車運転免許証若しくは交付後6ヶ月以内の個人番号が記載されていない住民票、在留カード等のいずれか)
- ③(*1)に該当する方は、それを証明する資格証の写し《当日原本を確認いたします》
(*2)に該当する方は、玉掛け実務経験証明(別紙)

・受講料及びテキスト代は下記いずれかの口座へ、講習開始10日前までにお振込み下さい。
※助成金ご利用の場合は、振込先が異なりますので、お問合せ下さい。

振込先 (※振込手数料は、ご負担ください。)

口座名：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会
口座①：西日本シティ銀行 天神支店(普通) No. 2075823
口座②：福岡銀行 本店(普通) No. 6617414

・受講票は受講日の10日前頃にFAXします。(個人申込みの方は郵送します)
一週間前になっても受講票が届かない場合は当協会までお問合せください。

その他 ※キャンセル料については申込書の「受講同意書」に記載の通りとなります。
※申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては、講習会以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

申込先 福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23赤坂弁護士ビル5F
電話(092)711-9132 FAX(092)731-8839

人材開発支援助成金ご利用のおすすめ

(2018年10月現在)

◆平成30年10月以降の講習より、講習開始前の届け出が不要です。(登録教習機関へ委託する場合のみ)

注意1 助成金を利用して講習を申込みの際は、必ず事前にお問合せ下さい。

注意2 手続きの不備等で助成金が支給されない等のトラブルについて当方では一切の責任を負いかねます。